



もくじ

- Q1 個人で楽しむ場合など非営利目的で使用する場合、使用申請は必要ですか？ . . . 1
- Q2 デザインを使用したいのですが、注意事項はありますか？ . . . 1
- Q3 中ウォークンを使った商品を製造して販売するなど、営利目的でデザインを使用したいのですが、使用申請が必要ですか？ . . . 3
- Q4 営利目的でデザインを使用したいのですが、どのようなことに注意が必要ですか？ . . . 3
- Q5 「中ウォークン」の図形の色やデザインを変えてもかまいませんか？ . . . 7
- Q6 デザインを変更して使いたいのですが、どのようなことに注意が必要ですか？ . . . 7
- Q7 申請の手続きにはどのくらい時間がかかりますか？ . . . 11
- Q8 申請書の提出方法の指定はありますか？ . . . 11
- Q9 デザインの使用期間には期限がありますか？ . . . 11
- Q10 中央区以外に住んでいますが、「中ウォークン」のデザインを使用できますか？ . . . 12
- Q11 営利目的で「中ウォークン」のデザインを使用する場合、作った商品を中央区以外で販売できますか？また、販売や製造会社の所在地が区外の場合でも、デザインを使用できますか？ . . . 12



デザインを使いたい時

中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」のデザインデータ使用にあたっては、『中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」の使用に関する取扱要領』をご一読いただくとともに、下記の点に注意して下さい。

Q1 個人で楽しむ場合など非営利目的で使用する場合、使用申請は必要ですか？

A1 非営利目的で、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの参加賞などに使用する場合、申請は不要です。
例として、以下の場合にも申請不要です。

- (1) 国、地方公共団体およびこれらに準ずる団体が使用する場合
- (2) 町内会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用する場合
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ・雑誌等に、報道目的で使用する場合
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）で定められている私的使用※の範囲に該当する場合
※私的使用・・・個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること
- (5) 学校等が教育の目的で使用する場合

Q2 デザインを使用したいのですが、注意事項はありますか？

- A2 営利・非営利のどちらの使用目的であっても、以下の点に注意して使用してください。
- (1) 「中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」」と表示するなど、中央区のキャラクター「中ウォークン」であることを明記してください。
 - (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないでください。
 - (3) 以下の場合には、使用することができません。
 - ア 中央区が特定の個人・法人・政治活動・宗教活動を支援・公認しているような誤解を与える場合または、与えるおそれがあるとき。
 - イ 「中ウォークン」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるようなとき。
 - ウ 法令や公序良俗に反するまたは、反するおそれがあるとき。
 - エ 特定の個人又は団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
 - オ その他、承認することが不適当と認められるとき。



- 「中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」」と表示するなど、中央区のキャラクター「中ウォークン」であることを明記してください

【悪い例】

中央区のマスコットキャラクター
「中ウォークン」であることを
明記していない



キャラクター



【良い例】



中央区マスコットキャラクター
「中ウォークン」



中央区キャラクター
中ウォークン



中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」



- ・ 中央区のマスコットキャラクター「中ウォークン」のデザインであることを明記している。なお、1つの制作物の中でデザインを2種類以上使う場合は、少なくとも1か所に記載があれば構いません。



Q3 中ウォークンを使った商品を製造して販売するなど、営利目的でデザインを使用したいのですが、使用申請が必要ですか？

A3 中央区のPRやイメージアップを促進させ、まちづくりに寄与することを目的とする場合は、営利目的で使用いただくことが可能となりますが、使用にあたっては、申請が必要となりますので、事前に中央区までご相談ください。

■申請には、以下の書類等が必要です。

- ①「意匠使用承認申請書」（様式1）
- ②企画書等の事業概要がわかる資料
- ③会社または団体の概要（会社案内など）
- ④中ウォークンを使用した商品等の見本
- ⑤その他、中央区長が必要と認める書類

Q4 営利目的でデザインを使用したいのですが、どのようなことに注意が必要ですか？

A4 中ウォークンが特定の企業や団体のマークと誤認されたり、中央区がこれらを支援するような誤解を与えないようにしてください。
また、中ウォークンに関して商標登録を行うことは禁止しています。
その他、以下の事項に注意してください。

(1) 中ウォークンのデザインと併せて「中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」」と表示するなど、中央区のキャラクター「中ウォークン」であることを明記してください。
⇒詳細はA2を確認してください。

(2) 中ウォークンを会社や団体のロゴや名称などと組み合わせて表示することはできません。
中ウォークンが特定の会社などのマークと誤解を受けるおそれがあります。「中央区マスコットキャラクター「中ウォークン」」と併記した場合であっても、このような使い方はできません。



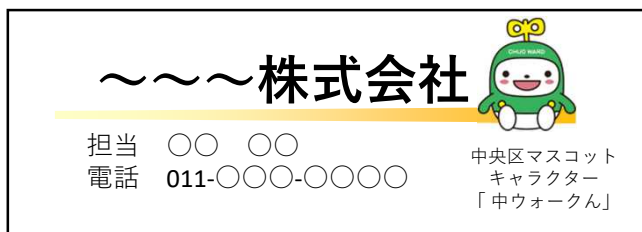
- (3) 中ウォークンに「ふきだし」で特定商品の宣伝を語らせたり、自社製品を持たせることはできません。中央区が特定商品の承認、推奨を行っている、又は特定の会社、団体等を応援しているかのような誤解を与えるおそれがあります。
- (4) 商品名への使用については、「中ウォークンクッキー」、「中ウォークンまんじゅう」など、商品の冠に「中ウォークン」を付けることもできます。
- ただし、特定企業・団体による使用の独占を防ぐため、商標登録を行うことは禁止します。
- また、中央区が当該商品を製造又は推奨しているとの誤解を与えることを防ぐための表示を行ってください。

例) 『「中ウォークン」は、中央区のマスコットキャラクターです。弊社は、中央区の許可を受け、「中ウォークン」のデザイン及び名称を使用しています。許可者の中央区は、製造者ではなく、本製品に何らかの責任を負い、又は本製品を推奨するものではありません。』



○団体の名称やロゴマークなどと組み合わせて表示することはできません

【悪い例】 団体の名称やロゴマークなどと組み合わせて表示している



×



×

【良い例】 団体名称などと分けて表示している



○「ふきだし」で特定商品の宣伝を語らせたり、自社製品を持たせたり、指し示すことはできません

【悪い例】

中ウォークンクッキー
が新発売！おいしいよ！

×



中ウォークンクッキー
が新発売！おいしいよ！

×



- ・「ふきだし」で宣伝を語らせない
- ・自社製品を持たせたり、指し示さない



○商品の冠に「中ウォークン」を付ける場合、中央区が当該商品を製造又は推奨しているとの誤解を与えることを防ぐための表示を行ってください

【悪い例】



中ウォークンクッキー

中ウォークンクッキーが新発売！おいしいよ！



中央区マスコットキャラクター
「中ウォークン」

- ・「ふきだし」で宣伝を語らせない
- ・自社製品を持たせない
- ・中央区が当該商品を製造又は推奨しているとの誤解を与えることを防ぐための表示を行っていない

【良い例】



中ウォークンクッキー



中央区マスコット
キャラクター
「中ウォークン」

『「中ウォークン」は、中央区のマスコットキャラクターです。弊社は、中央区の許可を受け、「中ウォークン」のデザイン及び名称を使用しています。許可者の中央区は、製造者ではなく、本製品に何らかの責任を負い、又は本製品を推奨するものではありません。』

- ・中央区が当該商品を製造又は推奨しているとの誤解を与えることを防ぐための表示を行っている



Q5 「中ウォークン」の図形の色やデザインを変えてもかまいませんか？

A5 原則、指定のデザイン（中央区ホームページ上に掲載している別図1・別図2）のみ使用できます。
なお、「中ウォークン」のイメージを損なわない程度の変更は、可能な場合もあります。
その際は、中央区に申請が必要になるため、あらかじめご相談ください。

■申請には、以下の書類等が必要です。

- ①「意匠使用承認申請書」（様式1）
- ②企画書等の事業概要がわかる資料
- ③会社または団体の概要（会社案内など）
- ④中ウォークンを使用した商品等の見本
- ⑤変更を行う場合、変更箇所を明示した具体的使用案（デザイン案）
- ⑥その他、中央区長が必要と認める書類

Q6 デザインを変更して使いたいのですが、どのようなことに注意が必要ですか？

A6 「中ウォークン」のイメージを損なわない程度の変更（動画作成や立体化を含む）は、可能な場合もあります。以下の点に注意してください。
なお、A5のとおり申請が必要になります。

- (1) 原則として、デザインの変更（縦横比率を維持した拡大縮小を除く）はできません。デザインの変更には、反転、一部分の使用や消去、他のイラストとの組み合わせなどを含みます。
- (2) 色調は指定されたもの又は単色とします。ただし、指定色が使えない場合は、カラーのデザインを単色で印刷することは可能です。その場合、特に色の指定はなく、申請は不要です。
- (3) 「中ウォークン」の名称をアルファベット等で表記することはできません。



○縦横の比率を変えて拡大・縮小しない

【悪い例】

縦方向にだけ
拡大されてい
る



横方向にだけ
拡大されている



デザインは自由に拡大・縮小して構いませんが、その際縦横の比率を変えないよう配慮してください。傾斜度を変えることも避けてください。

○反転しない

【悪い例】

反転して
いる



【良い例】

指定デザ
インの向
きで使用



デザインの画像を左右反転、上下反転することも避けてください。



○色を変えない

【悪い例】

色を変更
している



【良い例】

カラーの
デザイン
を単色で
印刷して
いる



デザインには全て使用する色が決まっていますので、他の色を使わないでください。指定色が使えない場合は、カラーのデザインを単色で印刷することは可能です。その場合、特に色の指定はありません。

○一部分の使用や消去、他のイラストとの組み合わせをしない

【悪い例】

一部を切り取らない



・何かを書き加えない
・画像の上に重ねない



本ホームページに記載のデザインに、中央区の承諾なく何か別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないでください。ただし、背景を書き加える場合はこの限りではありませんが、デザインの上に、文字や他のイラストが掛からないようにしてください。

○文字や他のイラストを重ねない

【悪い例】



印刷範囲の制限など
ないが、デザインに
文字や他のイラスト
が重なっている

【良い例】



デザインに
文字や他の
イラストが
重なってい
ない



中央区キャラクター
中ウォークん

イベント「●●●」開催！



印刷範囲の制
限などがあり、
他のイラスト
で一部が隠れ
る場合



本ホームページに記載のデザインに、中央区の承諾なく何か別の部
品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないでください。
ただし、背景を書き加える場合はこの限りではありませんが、デザ
インの上に、文字や他のイラストが掛からないようにしてください。



Q7 申請の手続きにはどのくらい時間がかかりますか？

Q7 申請後、審査に1週間程度要し、修正等がなければ次週に承認通知書を発送しますので、最短で2週間程度です。ただし、修正等をお願いする場合や他の申請状況によって、2週間以上かかる場合もありますので時間に余裕を持って申請くださいますようお願いいたします。



Q8 申請書の提出方法の指定はありますか？

A8 郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法で中央区まで提出が必要です。事前にご相談ください。

Q9 デザインの使用期間には期限がありますか？

A9 非営利目的で、指定のデザイン（中央区ホームページ上に掲載している別図1・別図2）をそのまま使う場合には、期限はありません。
営利目的の場合や、デザインを変更する場合は、使用申請が必要になり、使用承認期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間となります。
延長が必要な場合は、承認期間中に再申請が必要になりますので、中央区までご相談ください。



Q10 中央区以外に住んでいますが、「中ウォークン」のデザインを使用できますか？

A10 中央区のPRやイメージアップを促進させ、まちづくりに寄与することを目的とする場合は、どなたでも使用できます。
また、営利目的の場合や、デザインを変更する場合は、使用申請が必要になります。
申請書の提出については、A3・A4・A5・A6を確認してください。

Q11 営利目的で「中ウォークン」のデザインを使用する場合、作った商品を中央区以外で販売できますか？また、販売や製造会社の所在地が区外の場合でも、デザインを使用できますか？

A11 中央区のPRやイメージアップを促進させ、まちづくりに寄与することを目的とする場合は、販売地域や、販売会社の所在地に制限はありません。
ただし、区外で製造したものが区内で作られたもの、という誤解を与えるような使用はしないでください。
また、営利目的の場合は、使用申請が必要になります。
申請書の提出については、A3・A4・A5・A6を確認してください。

【申請・問い合わせ先】

中央区市民部地域振興課まちづくり調整担当係
〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目
電話 011-205-3221
FAX 011-261-2991